

国立療養所沖縄愛楽園土地等利活用に係るサウンディング(対話)型市場調査 実施要領

1 調査の目的

名護市では、本市屋我地地区に所在する国立療養所沖縄愛楽園(以下、「沖縄愛楽園」という)の未利用となっている土地の有効活用を図るため、平成31年3月に「国立療養所沖縄愛楽園土地等利活用基本計画」(以下、「基本計画」という)を策定しました。

今後、基本計画の着実な推進を図るため、沖縄愛楽園の土地等利活用に関するサウンディング型市場調査を実施し、民間事業者等のアイデアを広く募集いたします。

2 前提条件

本調査の実施に当たって、実施主体である名護市及び参加する民間事業者は、沖縄愛楽園及びその入所者の皆様がこれまで歩んできた歴史及び現状を深く理解した上で、平成21年3月に策定した「国立療養所沖縄愛楽園将来構想」(以下、「将来構想」という)及び基本計画の内容を踏まえたものでなければいけません。

※ 本調査に参加される事業者の皆様につきましては、下記ホームページより、必ず将来構想及び基本計画をご覧の上、ご参加いただきますようお願い致します。

名護市HP : <http://www.city.nago.okinawa.jp/machidukuri/2019040400037/>

3 対象地の概要

| | | | | |
|----------|-------------------------------|-----|------------------------|----|
| 所在地 | 沖縄県名護市字済井出1192番地 国立療養所沖縄愛楽園地内 | | | |
| 対象場所 | 基本計画2, 13ページ参照 (名護市済井出大堂) | | | |
| | 地番 | 地目 | 地籍 | 備考 |
| | 1188番 | 畑 | 99,652m ² | 一部 |
| | 1216番2 | 宅地 | 1,793.58m ² | 一部 |
| | 1242番 | 原野 | 515m ² | |
| | 1246番 | 畑 | 280m ² | |
| | 1257番 | 畑 | 327m ² | |
| | 1285番 | 畑 | 24,273m ² | |
| | 1285番2 | 雑種地 | 525m ² | |
| 所有 | 厚生労働省 | | | |
| 面積 | 約11.3ha | | | |
| 土地利用規制現況 | 基本計画15~20ページ参照 | | | |

4 スケジュール

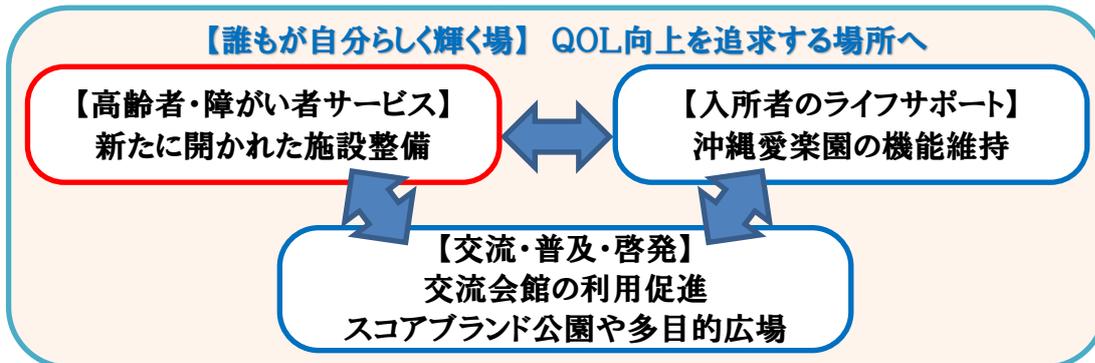
| | |
|---------------|------------------|
| 令和元年11月5日(火) | 実施要領の公開 |
| 令和元年11月22日(金) | 説明会・現地見学会の参加申込期限 |
| 令和元年11月29日(金) | 説明会・現地見学会の開催 |
| 令和元年12月20日(金) | 対話参加申込期限 |
| 令和2年1月21日(火) | 対話の実施 |
| 令和2年3月までに | 実施結果概要の公表 |

5 土地等利活用の考え方

基本計画46ページにおいて、基本的な考え方を下記のとおりとしています。また、ゾーンの設定については、同計画50～57ページをご覧ください。ただし、幅広く活用のアイデアを募るという観点から、また、基本計画で策定したゾーンが適切かどうかを判断する観点から、本調査における対話の段階において、ゾーン区分を逸脱するものであっても構いません。

(1) 土地等利活用のコンセプト

沖縄愛楽園の土地等を利活用するにあたっては沖縄愛楽園がこれまで入所者のQOLの向上を追及していたことを鑑み、今後もハンセン病の歴史を伝え人権について考える場所としながら、すべての人々がQOLを高め、生涯にわたり自分らしく輝ける場所を創出していくことをコンセプトとする。今回の検討範囲は、高齢者や障がい者向けのサービスを中心として、新たに開かれた施設整備の場所とする。



(2) 利用対象者の設定

今回の計画で整備する施設の利用者は、高齢者・障がい者に対応するサービスを基本とし、高齢者や障がい者のQOL向上のための活動や、人権問題全般の普及啓発に資する研修や学習利用を中心とする。また、沖縄愛楽園入所者や職員との交流や共生を図り、地域の雇用創出につなげる。

6 対話の内容

(1) 対象者

沖縄愛楽園土地の利活用による事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ等。ただし、次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めません。

ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

イ 名護市暴力団排除条例(平成23年9月28日名護市条例第7号)第2条第1号に規定する暴力団、同2条第2号に規定する暴力団員

(2) 主な対話内容

ア 土地の利活用について

- ・ コンセプト及び概要
- ・ 活用範囲(全部又は一部利用など)
- ・ 活用における行政支援の要否及び内容について
- ・ 概算事業費及び事業費確保の見込みについて

イ 地域貢献について(提案可能なものがある場合)

- ・ 地域貢献に対する考え方
- ・ 実施可能な地域貢献の内容

ウ 土地の利活用に当たっての課題

エ その他

7 説明会・現地見学会・対話の開催について

(1) 説明会・現地見学会の開催

本調査について、参加を希望される事業者向けの説明会・現地見学会を実施します。参加を希望される方は、9の申込み先までEメールにてご連絡ください。なお、件名は【愛楽園説明会参加申込】としてください。参加人数は事業者ごとに5人までとします。

- ・ 日時 : 令和元年11月29日(金) 14時
 - ・ 場所 : 名護市字済井出1192番地 国立療養所沖縄愛楽園交流会館講話室
 - ・ 申込期限 : 令和元年11月22日(金)17時まで
- ※ 説明会に参加されない場合でも、対話には参加頂けます。

(2) 対話への参加

本調査について、対話を希望される方は、別紙のエントリーシートに必要事項を記入の上、8の申込み先までEメールにてご連絡ください。なお、件名は【愛楽園対話参加申込】としてください。

- ・ 開催日 : 令和2年1月21日(火)(30分から1時間程度)
 - ・ 場所 : 名護市字済井出1192番地 国立療養所沖縄愛楽園内(予定)
 - ・ 申込期間 : 令和元年11月5日(火)から令和元年12月20日(金)17時まで
- ※ 対話申込数により、日時等調整させていただく場合があります。

(3) 結果の公表

対話の実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表に当たっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

(4) 留意事項

- ア 対話への参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。
- イ 対話は、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため、個別に行います。
- ウ 対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担といたします。
- エ 必要に応じて追加対話(文書照会含む)やアンケート等を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。
- オ 対話の際に、説明資料の提出は求めません。ただし、必要だと考える場合は、ご持参して結構です。

8 対話後の公募について(参考)

本調査は、沖縄愛楽園と協働の下、名護市が実施しますが、本調査の対象となっている土地については、国(厚生労働省)の管轄となっていることから、公募から貸付については、これまでの参考事例から下記のとおりの流れとなることが予想されます。

なお、本内容は事業が具体化する中で変更することがあります。

- (1) 名護市及び沖縄愛楽園による公募～プレゼンテーション
- (2) 優先交渉権者の決定
- (3) 優先交渉権者と国(厚生労働省及び沖縄愛楽園)との協議
- (4) 優先交渉権者と国(厚生労働省及び沖縄愛楽園)との契約
- (5) 事業開始

9 申込・問い合わせ先

| | |
|--------|------------------------------|
| 課・担当 | 名護市地域政策部 企画情報課 宮里・島袋 |
| 住所 | 〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 |
| 電話番号 | 0980(53)1212 (内線292・141) |
| E-mail | kikakujouhou@city.nago.lg.jp |